

「宝永の本末帳」と地域史史料

田中 洋平

はじめに

ただいまご紹介に預かりました。淑徳大学の田中と申します。

本日は、總持寺祖院に残されており「宝永の本末帳」と呼ばれる史料と、各地域に現存する地域史史料を組み合わせてみると、どのような歴史像が描けるのかというお話をさせて頂けたらと思っております。よろしくお願ひします。時間が限られておりますので、早速報告に移ります。

先程、圭室文雄先生から總持寺祖院文書の概要について、大まかに御説明あったかと思えます。總持寺祖院史料に關しましては、二〇〇一年から本格的な調査が開始され、現在までに経典等を除く古文書史料だけでおおよそ二万数千点の史料整理が完了しております。私は幸いにも調査が開始された二〇〇一年に明治大学大学院の博士課程に入学し、以来圭室先生の御指導の下、この調査に従事する機会に恵まれてきたということになります。

この總持寺祖院文書の史料目録に關しましては、毎回の調査を終えたのち、現地で手書きの目録を作り、それを持ち帰ってきて、調査に参加した研究者の皆さんで分担しながらエクセルの表に入力するという作業をしてきました。データとして入力したものを圭室先生に校正していただき、史料目録を作成してきたということになります。こ

の目録につきましては、先程圭室先生からも御説明がありました。二〇〇五年と二〇二一年に目録を刊行しております。ただし、刊行することができた史料目録以外にも、未刊行となっている目録が史料点数にして大体一万点弱ぐらいあるのではないかと考えております。未刊行の史料目録に関しても、今後継続して刊行していくことが課題となっております。

これら總持寺祖院文書というのは、曹洞宗教団の教団史の解明のみならず、日本仏教史・日本宗教史全体、あるいは日本各地域の地域史研究の進展に資する史料群であると考えております。時代的には、概ね江戸時代以降の史料が残っておりますので、日本近世史および近現代史といった研究に利用が可能です。

特に地域史研究という点に焦点をあてると、それぞれの地域に史料が残っていないというケースがよくあると思います。例えば、近世蝦夷地史研究に関しては、地元にも多くの史料が現存している状況にはありません。史料的な制約が存在しています。一方でこの總持寺祖院には、江戸時代の北海道、蝦夷地の様子についてわかる史料がいくつも残っているということになります。それらを利用することで、今まで空白だった地域の歴史像が浮上してくる期待があるのではないかと考えております。

總持寺祖院文書を利用した体系的な研究書籍としては、私の前に御報告されておりました圭室文雄先生の『總持寺祖院古文書を読み解く』(曹洞宗宗務庁 二〇〇八年)をご覧くださいればと考えております。

一．「宝永の本末帳」の概要と本末帳をめぐる研究史

さて、本日私が報告させていただくにあたり、主として依拠する史料の一つとなるのが、『曹洞宗宝永年間僧録寺院帳』と呼ばれる史料です。この史料は『曹洞宗宝永年間僧録寺院帳』という名前が元々ついていたわけではありません。總持寺祖院史料の調査を続けてきたなかで、宝永年間(一七〇四〜一七二一年)に作成された本末帳を九十五冊発

見し、これに先ほどの史料名を付したことになります。

八代目将軍の徳川吉宗が将軍に就任するのが享保元年の一七一六年ですので、ちょうどその直前あたりに作成された寺院書上帳になります。この史料に着目して、圭室先生のもとで同寺院書上帳を翻刻しようということになり、数回にわたって研究会行いつつ、翻刻チームを組織しました。翻刻した史料を圭室先生に校正していただき、『曹洞宗宝永年間僧録寺院帳』(總持寺 二〇一五年)と呼ばれる史料集を刊行することができました。本日の報告では、この史料の特性に鑑みて、単純に「宝永の本末帳」と呼称させていただきます。

この「宝永の本末帳」について、その特徴を確認しておきたいと思います。「宝永の本末帳」は、「寛永の本末帳」から「延享の本末帳」までの空白期を埋める史料であると位置付けることができます。本末帳研究に関しては、これまでにもかなり分厚い研究がなされてきており、主に「寛永の本末帳」、それから「延享の本末帳」と呼ばれる史料に焦点が当てられております。この「宝永の本末帳」というのは、時間軸的に「寛永の本末帳」と「延享の本末帳」の真ん中あたりに入ってくる史料になります。本末帳に関しては、他にも「享保の本末帳」あるいは宝暦年間・安永年間・天明年間の本末帳がそれぞれ断片的には現存しています。ただし、まとまった史料としては、「寛永の本末帳」と「延享の本末帳」が中心となります。そしてちょうどこの間の時期に入ってくるのが、今回二〇一五年に翻刻・刊行することができたこの「宝永の本末帳」と呼ばれる史料になります。

この「宝永の本末帳」に関しては、寺檀制度の整備から七十年ほどの時間を経てそれぞれの地域で曹洞宗の寺院建立がどの程度進められていたのかを確認できる史料になっております。のちほどその記載内容を確認したいと思います。ですが、この「宝永の本末帳」に記載されている記述内容に関しては、その寺院名と通幻派、太源派といった派名、所在する村名、本寺名、あるいはそれぞれの寺院の寺格はどうなっているのか、こうした記述が見られます。ただし、北は北海道から南は九州までのすべての国に関して同様の記述があるというわけではなく、国ごとに記載内容が大き

く異なっております。記載事項が統一されている様子をここからは見て取ることができません。

もう少しこの概要について述べさせていただきます。ここで本末帳をめぐる研究史を確認していきたいと思えます。

それぞれの地域あるいは本山に残されている本末帳のなかで最も古いと言われている「寛永の本末帳」は、西暦でいうと一六三〇年代前半に作成されています。この時期あたりから、いわゆる教科書に載っている寺檀制度、——寺院の僧侶が人々に対し、キリシタンをはじめとする禁教宗派の信者ではないことを証明するという寺請——が制度化されていきます。この制度が形作られる時期に作成されたのがこの「寛永の本末帳」になります。これまでに「寛永の本末帳」を分析してきた研究者は、例えば一向宗あるいは日蓮宗などで遺漏が非常に多いこと、あるいは曹洞宗でも、一六三〇年代前半までに建立されていた寺院について、記載漏れの寺院が多数存在するといった実態を指摘しております。

一方で、「延享の本末帳」は、一七四〇年代中頃に作成された史料になります。この「延享の本末帳」に関しては、寺檀制度の整備が終了した時期から一定の年月が経過しており、寺檀制度が安定的に運用されている時期の本末帳であると位置付けることができるのではないかと考えております。この「延享の本末帳」に関しましても一定の遺漏等があります。ほほこの時期の寺院を網羅していると考えられるかと思えます。

本日は時間の関係もありますので、本末帳をめぐる研究史のうち、柚田善雄先生の本末帳の比較分析に注目したいと思えます。今申し上げました「寛永の本末帳」と「延享の本末帳」とに関しまして、これを比較検討すると、前者の「寛永の本末帳」は、それぞれの宗派内で作成された本末帳であり、それに対して後者、つまり「延享の本末帳」に関しては、これはいわば幕藩権力が公認した本末帳である、ということを類別されながら論証しております。傾聴に値する学説と言えるでしょう。

前置きが長くなりましたが、柚田先生の指摘を踏まえれば、江戸時代を通じて断続的に作成されている本末帳と呼ばれるものが、何故作成されたのか、あるいは何故作成されなければならなかったのかという課題が浮上してくるだろうと考えております。そしてこの二〇一五年に新しく刊行することができました「宝永の本末帳」というのは、そのなかでどのように位置付けられるのか、その史料的な特徴を検討しておく必要があります。加えて、例えばこの「宝永の本末帳」に代表されるような總持寺祖院史料とそれぞれの地域、それぞれの県、それぞれの市町村、あるいは各寺院に残されている史料を組み合わせるとどのような歴史像を描くことができるのかということを本日の報告で確認できればと考えている次第です。

二、「宝永の本末帳」と地域史史料の活用

それでは、報告の本旨に移っていきたいと思います。先ほど紹介していただきましたが、私自身の研究の関心というのは、主に江戸時代から明治時代にかけての寺院の経営というものがどのようになされているのかという問題です。あるいはそれぞれの寺院がどのように運営されているのか、例えば寺格の問題であるとか、あるいは長期間にわたり寺院に住職がいなくなってしまう無住化の問題といったところが私の研究課題になっております。そうした点を私の研究と、この「宝永の本末帳」を関連付けながら報告をさせていただきます。

まず、史料レジュメの【資料1】を御覧頂ければと思います。この史料に関しましては、本日配布されております冊子のなかにも活字史料があります。併せてそちらもご覧下さい。

この【資料1】は前半部分と後半部分に分かれております。前半部分は出羽国秋田の天徳寺の寺院帳から一部を抽出したのになります。後半部分は、上野国白井の雙林寺寺院帳になります。それぞれ下に頁数を書いておきましたので、のちほど詳細をご確認いただけたらと思います。

【資料1】「出羽国秋田天徳寺寺院帳」

曹洞宗本末帳

一 田子村	壽仙寺末寺	平僧寺	寶田寺
一 堀見内村	長仙寺末寺	同断	向川寺
一 鍵身内村	同		源勝寺
(中略)			
一 刈和野村	普洞院末寺	平僧寺	光袋院
一 高岡村	長福寺末寺		常福寺
一 岩瀬村	同		東泉寺
一 上黒川村	同	平僧寺	正傳寺
(後略)			

〔宝永の本末帳〕七六頁／七八頁

「上野国白井雙林寺寺院帳」

上州雙林寺諸寺院宗派牒通幻派

一 上州白井雙林寺末	津久田	福増寺
一 野州水代大中寺末	勝保澤	宗玄寺
一 上州白井雙林寺末	深山	雙永寺
一 同国沼田舒林寺末	川額	雲昌寺
一 同国小川嶽林寺末	森下	正禪寺

〔宝永の本末帳〕一五〇頁

最初に前半部分の秋田の天徳寺の配下の寺院に関して確認します。そこにはまず村名が記載され、それからその下
にどの寺院の末寺になっているか、その次に「平僧寺」と呼ばれる寺院の寺格が記されており、最後に寺院名が確認
されます。寺院の寺格についての問題に関しましては、このあと御報告される秋津先生も同じような研究視角をもっ
ておられますので、併せて確認していただけたらと思います。以上が「宝永の本末帳」に登場する秋田天徳寺の寺院
帳に関する記載事項になります。

今度は左側の後半部分を御覧下さい。同じ【資料1】の雙林寺の史料に関しましては、先程の秋田の天徳寺の史料
に比べて、記載されている情報量が少なくなっております。具体的に申し上げますと、どこの寺院の末寺になってい
るのか、それからその寺院の所在地名、そして寺院名が記されております。この両者を比較すると、秋田の天徳寺の
場合には「平僧寺」などといった寺格の記述がありますが、雙林寺の史料の方にはそれが無いということを御確認頂
けるのではないかと思います。先程、この「宝永の本末帳」は内容が統一されていないということを申し上げました
が、こういった点が一つの注視すべき内容になると考えております。

ここから江戸時代の曹洞宗寺院の展開過程を「宝永の本末帳」から少し離れてみていきたいと思っております。こ
れまでに歴史人口学の研究で明らかとされてきた成果によりますと、江戸時代の最初の百年あたりは、日本国内で非
常に人口増が大きく増加し、約二倍近くになっています。その後、列島内の人口は停滞します。加えて関東近辺に限
りますと、特に北関東農村、現在の茨城県それから栃木県・群馬県では、顕著な人口減少の時代を迎えていたとい
うことがわかっております。これらの地域で江戸時代の中期から後期にかけて人口減少していくということは、各寺院
が抱えている檀家数が減少していくことと直結します。檀家数の減少に伴ってそれぞれの地域の寺院が経営していけ
なくなるといえることが実態として現出してくるということになるでしょう。

そのままこの【資料2】をご覧ください。この【資料2】は、現在の群馬県の渋川市にあります雙林寺の史

料になります。圭室文雄先生を中心とする研究グループは、總持寺祖院の史料整理と時期を並行して、この群馬県の雙林寺史料の調査を進めてまいりました。雙林寺にはおおよそ二千数百点の史料があつて、それらもすべて目録化しております。その雙林寺にある史料の一つがその【資料2】になります。タイトルを読みますと、「天保十四年卯八月上野国無住法地寺院書上帳」と呼ばれる史料になっております。時間の制約がありますので、全文を読むことができません。内容を簡単に申し上げますと、天保十四年ですので一八四三年になりますが、この時点で上野国現在の群馬県で無住となっている法地寺院の書上をしたものが【資料2】になります。本日ここに提示した史料は、抽出したのになります。

【資料2】

「天保十四年卯八月

上野国無住法地取調書上帳 式冊之内

上州白井雙林寺

御奉行江差上候分御不要之趣ニ而、從関利致返來達候間、右上越佐三ヶ国分三冊を扣書ニいたし紀錄蔵江納置候故、此帳面之本図手扣致置へく事 一

上州群馬郡富岡村長純寺末 同州同郡善地村 天庵寺

右天庵寺義、文政八酉年中住持禪峰移転跡、無檀無録ニ付殿堂及大破候、後席人無之同年中か無住ニ相成候、其後修復中年限を以鑑寺者相立置候得共、寺役等諸般長純寺致兼帯相勤罷在候

(中略)

右群馬郡之内無住法地六ヶ寺ニ御座候、尤銘々鑑寺者相立置候得共、前書之通寺役法用等者本寺又者同門隣寺等ニおい
て兼帯相勤罷在候

(後略)

同様に次頁の【資料3】を御覧下さい。この【資料3】は、天保十四年（一八四三）卯八月に無住となった平僧地の寺院を書き上げた史料になります。これも全文を読んでいる時間がありませんので、のちほど時間のある折に確認していただけだと思います。これらを表にまとめたのが次の〈表1〉および〈表2〉になります。

【資料3】

「天保十四年卯八月

無住平僧地取調書上帳 二冊之内

上州白井 雙林寺

當国平僧地六拾ヶ寺也 平僧地之分以來此帳ニテ可知

御奉行所江差上候分御不要之趣ニ而、從関利返達來候間右上越佐三箇国分三冊を控書いたし紀錄蔵江納置候故、此帳面者本帳手控ニ致置へく事」

上州群馬郡渋川村長珊寺平末 同州同郡同村 千音寺

右千音寺義平僧地ニ付、古來々無住地に御座候、尤無檀簿録ニ而、寺役等も無之寺号有之のみニ候得者、看坊も不申付置、前々々諸般本寺長珊寺致兼帯罷在候

（中略）

右群馬郡之内無住平僧地式ヶ寺ニ御座候、尤看坊茂相立置不申諸般本寺ニおいて致兼帶來候

（後略）

（雙林寺文書 関三利97）

まず〈表1〉を御覧下さい。最初は天庵寺という寺院で、村名が書いてあり、この天庵寺は一八四三年時点で無住になっている法地寺院であることが確認されます。この無住となっている法地寺院は、いつから無住になっているということが次に記されています。具体的には、文政八年、西暦で言いますと一八二五年から無住になっています。一

(表1) 天保14年上野国における無住法地寺院の一覧

	寺院名	村名	無住開始	無住期間	無住原因	宝永本末帳	備考
1	天庵寺	群馬郡善地村	文政8年	1825	18	住持移転	
2	長栄寺	群馬郡前橋諏訪町	安永5年	1776	67	住持変死	p 171 宝永寺院名「長永寺」
3	普門寺	群馬郡下中居村	天保12年	1841	2	住持転住	p 161 殿堂焼失
4	観音寺	群馬郡谷中村	文政2年	1819	24	住持病死	p 161
5	[虫損] 岩寺	群馬郡川曲村	文政7年	1824	19	住持移転	
6	崇園寺	群馬郡板井村	天保2年	1831	12	住持病死	
7	正泉寺	勢多郡山上村	天保11年	1840	3	住持病死	p 163 殿堂焼失
8	永龍寺	勢多郡堀越村	天明8年	1788	55	住持病死	p 172
9	普門寺	勢多郡花輪村中野	天保10	1839	4	住持移住	p 171
10	長福寺	勢多郡小夜戸村	天保10	1839	4	住持移住	p 164 殿堂類焼 宝永地名「松嶋」
11	洞源寺	勢多郡日向村	文政13年	1830	13	住持病死	p 164
12	昌泉院	勢多郡沢入村	文政2年	1819	24	住持隠居	p 172 宝永寺院名「松泉院」
13	長園寺	新田郡鹿田村	文化7年	1810	33	住持出奔	p 169
14	西光院	新田郡二ッ小屋村	文政9年	1826	17	住持出奔	
15	妙参寺	新田郡大根村	天保6年	1835	8	住持移転	p 170
16	長谷寺	新田郡長手村	天保11年	1840	3	住持隠居	p 169
17	梅香院	新田郡村田村	文化11年	1814	29	住持移転	p 170 台風殿堂吹潰
18	放光寺	新田郡小金井村	文政元年	1818	25	住持移転	
19	浄蓮寺	新田郡小金井村	天保11年	1840	3	住持隠居	p 169 宝永寺院名「常蓮寺」
20	福聚院	新田郡木崎宿	文政6年	1823	20	住持移転	p 170
21	正泉寺	新田郡飯塚村	天保11年	1840	3	住持出奔	p 168
22	西福寺	新田郡西野村	天保10年	1839	4	住持移転	p 169
23	慈眼寺	新田郡西長岡村	天保10年	1839	4	住持移転	p 169 宝永地名「長岡」
24	正眼寺	邑楽郡小泉村	天保8年	1837	6	住持移転	p 168
25	梅梢寺	邑楽郡小泉村	天保6年	1835	8	住持移転	p 168
26	龍睡院	邑楽郡羽付村	天保13年	1842	1	住持移転	
27	葉師寺	邑楽郡羽付村	文政7年	1824	19	住持病死	p 167 宝永地名「上五箇」
28	長徳寺	山田郡金井村	天保3年	1832	11	住持隠居	p 166
29	泉福寺	山田郡龍舞村	天保13年	1842	1	住持病死	p 166
30	善宗寺	山田郡原宿村	天保11年	1840	3	住持隠居	p 165
31	重蔵寺	山田郡天沼村	天明2年	1782	61	住持病死	台風殿堂吹潰 寺号相残迄
32	東臺寺	佐伊郡赤堀村	寛政11年	1799	44	住持隠居	p 163 殿堂焼失
33	天栄寺	佐伊郡香林村	文化11年	1814	29	住持隠居	p 163 殿堂焼失 のち現住化
34	林昌寺	甘楽郡上丹生村	文政11年	1828	15	住持隠居	p 156 殿堂焼失
35	天性寺	甘楽郡南蛇井村	天保9年	1838	5	住持移転	p 155
36	松慶寺	甘楽郡小幡村	天保9年	1838	5	住持移転	p 157 宝永地名「佐久間」
37	天宗寺	甘楽郡塩沢村	享和2年	1802	41	住持出奔	p 157 殿堂焼失
38	清源寺	甘楽郡森戸村	天保13年	1842	1	住持病死	p 158
39	喜運寺	甘楽郡黒田村	天保10年	1839	4	住持出奔	p 157
40	龍源寺	甘楽郡奈良山村	(不明)			住持出奔	p 157 殿堂焼失 宝永地名「生利」
41	仙洞院	甘楽郡小幡村	文政11年	1828	15	住持移住	p 157 宝永寺院名「泉洞院」
42	松岩寺	甘楽郡天引村	天保10年	1839	4	住持病死	p 159
43	壽福寺	甘楽郡天引村	天保2年	1831	12	住持移住	p 159 只今寺号相残居迄
44	観音寺	多湖郡八東村	天保8年	1837	6	住持病死	p 158 殿堂焼失

「宝永の本末帳」と地域史史料

45	常清寺	多湖郡大沢村	文政3年	1821	22	住持出奔	p 158	殿堂焼失 只今寺号相残居迄 宝永寺院名「常盛寺」
46	戒禪寺	緑笹郡浄法寺村	天保11年	1840	3	住持病死	p 160	宝永地名「御嶽」
47	長法寺	利根郡和名中村	文化9年	1812	31	住持移転	p 152	殿堂類焼 只今寺号相残居迄 宝永地名「上小川」
48	鳳新寺	利根郡中発村	天明8年	1788	55	住持隠居	p 150	殿堂破壊 只今寺号相残居迄 宝永寺院名「鳳彩寺」
49	泉林寺	利根郡根利村	安永8年	1779	64	住持隠居	p 150	台風殿堂吹潰 只今寺号相残居迄
50	廣岳寺	利根郡新巻村今宿	文化7年	1810	33	住持移転	p 152	
51	大源寺	利根郡井土ノ上村	(不明)			記録なし	p 151	宝永地名「井土上」
52	東禪寺	下野国安蘇郡足尾 中居村	(宝暦年間)	1751 ~62	81~92	記録なし		(註2)

(註1) 雙林寺文書 関三刹96をもとに作成

(註2) 東禪寺については「延享二年中触頭大中寺が被相頼、其後拙録ニ支配相成候」と記されている

(表2) 天保14年上野国における無住平僧地一覧

	寺院名	村名	宝永本末帳	備考
1	千音寺	群馬郡澁川村	p 162	宝永寺院名「仙音寺」
2	寶福寺	群馬郡大類村	p 162	
3	瑞雲寺	勢多郡中村	p 163	
4	上泉寺	勢多郡上泉村	p 162	
5	寶徳寺	勢多郡沢入村	p 164	宝永地名「日向」
6	天桂寺	勢多郡茂木村		
7	長慶寺	勢多郡堀越村	p 172	宝永地名「大胡」
8	安龍寺	勢多郡多田村	p 163	宝永地名「田多」
9	龍昌寺	勢多郡大室村	p 163	
10	永龍寺	勢多郡神戸村	p 164	
11	真福寺	勢多郡神戸村	p 164	
12	正眼寺	勢多郡庄間村	p 164	宝永地名「座間」 寺院名「松源寺」
13	南國寺	勢多郡花輪村	p 171	宝永地名「東原」
14	地福寺	勢多郡小中村	p 164	宝永地名「大平」
15	東禪寺	勢多郡草木村	p 164	宝永地名「松原」
16	瑞雲寺	新田郡大嶋村	p 169	
17	永壽寺	新田郡強戸村	p 169	
18	徳壽院	新田郡村田村	p 170	
19	香信寺	新田郡小金井村	p 170	
20	東禪寺	新田郡小金井村		
21	東源寺	邑楽郡海老瀬村		
22	常栄寺	邑楽郡千塚村	p 167	
23	臨川庵	邑楽郡早川田村	p 167	
24	棲鳳院	邑楽郡羽付村	p 168	
25	慶富庵	邑楽郡小泉村	p 168	
26	福壽院	山田郡高沢村		

27	東沢寺	山田郡高沢村		
28	南盛寺	山田郡東長岡村	p 166	
29	永壽寺	山田郡南金井村	p 166	
30	明光寺	山田郡境野村	p 165	
31	常泉寺	山田郡境野村	p 165	宝永寺院名「常仙寺」
32	喜應寺	山田郡廣澤村	p 165	宝永寺院名「喜翁院」
33	禪雙寺	山田郡廣澤村	p 165	
34	常林寺	山田郡廣澤村	p 165	
35	源光寺	山田郡廣澤村	p 165	
36	宗圓寺	山田郡下久方村		
37	玉泉寺	山田郡二渡り村		
38	長雲寺	山田郡二渡り村		
39	常泉寺	山田郡仁田山村		
40	徳正寺	山田郡新宿村	p 166	
41	宮昌院	佐伊郡宮下村		
42	長慶寺	佐伊郡今泉村	p 170	
43	源松寺	甘楽郡野栗村	p 158	宝永寺院名「源昌寺」
44	洞雲寺	甘楽郡高塩村	p 157	宝永寺院名「東雲寺」
45	寶昌院	甘楽郡轟村		
46	福昌院	甘楽郡嶺村	p 156	宝永地名「國峰」 寺院名「福正院」
47	天正寺	甘楽郡高瀬村	p 156	宝永寺院名「天松寺」
48	福壽院	緑埜郡御嶽村	p 160	
49	長信寺	緑埜郡御嶽村	p 160	
50	龍昌庵	利根郡後閑村	p 152	
51	大徳寺	利根郡中発知村	p 152	
52	萬昌庵	利根郡名胡桃村	p 152	
53	石蔵寺	吾妻郡入須川村	p 152	
54	龍光庵	吾妻郡入須川村	p 152	
55	清龍寺	吾妻郡岩下村	p 153	
56	少林寺	吾妻郡松尾村		
57	龍徳寺	吾妻郡矢倉村		
58	海蔵寺	吾妻郡伊勢町	p 152	
59	宗泉寺	吾妻郡羽根尾村		
60	南叟寺	吾妻郡小宿村		

(註) 雙林寺文書 関三利97をもとに作成

八四三年時点で無住期間は十八年に及んでいます。

二つ目の長栄寺という寺院は、同じく上野国の前橋にある寺院です。安永五（一七七九）年以降に無住化しており、一八四三年時点で六十七箇年にわたってこの状態が続いております。

さらにこの表には、備考部分に「宝永本末帳」という項目を設けております。この表に登場する寺院が、「宝永の本末帳」で何頁に登場するのかわかり示しております。最初の天庵寺は、「宝永の本末帳」では確認することができません。この寺院に関しては、「宝永の本末帳」が作成された時点で記載が抜け落ちてしまった、あるいはこの「宝永の本末帳」が作成されて以降に建立されたという二つの可能性があります。二番目の長栄寺に関しては、「宝永の本末帳」の一七頁でその存在を確認することができます。ただし「宝永の本末帳」では、この長栄寺の「栄」という字が「永」となっております。

ここまで、〈表1〉および〈表2〉では、「宝永の本末帳」を参照しながら、上野国における寺院展開の実態を確認してきました。以下個別寺院の詳細については、のちほどご覧下さい。このままだと見づらいため、次の〈表3〉を御覧頂ければと思います。これらを数値的にまとめたのが次の〈表3〉になります。〈表3〉で確認すると、天保年間に無住となっている上野国の法地寺院が全部で五十二箇寺確認されます。この五十二箇寺に関して、「宝永の本末帳」でどれだけ時間軸的に遡ることができるのかというと、四十六箇寺がこれに該当します。全体の約九割はこの「宝永の本末帳」で遡ることができるということになります。

一方で平僧地に関しては、同じ時期に上野国では六十箇寺が無住となっています。そのうち「宝永の本末帳」で遡ることができるのは四十五箇寺で、全体で七十五％になります。言い換えると四箇寺に一箇寺の割合で、この「宝永の本末帳」では遡ることができない計算になります。

このように「宝永の本末帳」と地域史史料を組み合わせることによって、近世中後期における曹洞宗教団の寺院展

開をより詳細に分析することが可能となります。

ここで、曹洞宗教団における寺格の問題を確認していききたいと思います。私はここまでで「法地」あるいは「平僧地」という言葉を繰り返し申し上げてまいりました。例えば、高校の日本史の教科書はもとより、江戸時代の宗教史研究、仏教史研究においてもこれまでそれぞれの教団内に存在する寺格の問題というものを閑却しながら寺院の有り様を考えてきました。江戸時代の寺院に住する僧侶は、いずれも寺請をし、キリシタンではないことを証明することができたと考えてきたわけです。しかしながら、それぞれの教団内部の寺院の寺格を確認していくと、必ずしもそうしたことが言えないのではないかとということがわかってきました。次の【資料4】でこの点を確認していきます。

【資料4】

- 一、上座 出家得度して江湖会に入つて大衆と共に参禅辨道する、是を上座と称し僧侶としての第一歩である
- 二、長老 入衆後二十年の修行を経て江湖頭(第一座)を勤む是の階級を座元又長老と称すこれ第一次の出世である
- 三、和尚 立身後投機の宗師に就きて入室傳法する是が和尚の位であり三法幢地以外の寺院にはいずれも任職ができる、立身後五年を経て本山に就て瑞世し参内して綸旨を頂戴する是が第二次の出世である
- 四、法幢師 入衆後三十年にして結制(江湖会)を行ふ、茲に至つて三法幢地に任職が出来る是が最終の出世である
(後略)

寺格と僧階の対匹表

寺院階級	常法幢地	片法幢地	随意会地	法地並寺	平僧地
僧侶階級	法幢師	同上	同上	和尚禪室	長老首座

この【資料4】は、江戸時代の曹洞宗研究をするうえで基本文献の一つとなる『江戸時代洞門政要』に収録されている資料になります。先にこの資料4の表を確認すると、一番下のところに先程から史料上何度も出てきた「平僧地」と呼ばれる寺院が登場します。この「平僧地」と呼ばれる寺院は、基本的には江戸時代において寺請をすることができない住持によって営まれていたと言えます。その上の「法地」および「法地並寺」と呼ばれる寺院については、その住持が寺請を許されています。

つまり江戸時代の寺院の実態を分析するにあたっては、当該寺院の住持が寺請を許されているのか否か、そういった区分けをしながら研究を進める必要があると考えています。

先程確認しました【資料1】の出羽国の寺院書上では、「平僧寺」という寺格が記載され、その次に「同断」という文言が登場します。そしてその次の寺院では、この箇所が空欄になっています。これはおそらく「平僧寺」ではないと考えられます。つまり、この源勝寺という寺院に関しては、おそらく寺請寺院であり、その前の宝田寺から向川寺という寺院に関しては、おそらく原則としては非寺請寺院であったのだろうということが推測されます。

以上からもわかりますとおり、江戸時代における曹洞宗教団の分析にあたっては、寺院の寺格を確認しながら、その実態がどうなっているのかという点を見ていかなければならないと考えております。

三、寺格の変性と「本末帳」の作成

ここまで確認できた点を踏まえたうえで、改めて本日の最初の課題に戻りたいと思います。すなわち、何故「宝永の本末帳」のような本末帳が江戸時代を通じて度々作成されたのか、あるいは作成されなければならなかったのかという問題です。この疑問点に関する一つの回答を得るために作成したが、次の〈表4〉になります。

(表4) 近世中後期の信濃国における「平僧地」から「法地」への昇格事例

	寺院名	所在地	本寺	昇格の年月	備考
1	福壽院	諏訪郡尼崎邑	頼岳寺	安永3年9月	1774
2	永久寺	諏訪郡田部邑	頼岳寺	安永5年1月	1776
3	泉長寺	諏訪郡金沢邑	頼岳寺	安永5年5月	1776
4	瑞雲寺	諏訪郡神戸邑	頼岳寺	安永5年5月	1776
5	雲彩寺	伊那郡南條邑	正永寺	享和4年11月	1804
6	廣正寺	高井郡野邊邑	大廣院	文化8年3月	1811
7	曹源寺	水内郡高坂邑	昌禪寺	文政11年12月	1828 「法地格」
8	實相寺	佐久郡下海瀬邑	自成寺	文政11年12月	1828 「法地格」
9	中善寺	佐久郡平賀邑	正安寺	文政11年10月	1828 「法地格」
10	伝傳寺	水内郡静間邑	大聖寺	天保8年10月	1837
11	松山寺	筑摩郡梶海渡邑	長久寺	嘉永6年11月	1853
12	仙岳寺	佐久郡上小田切邑	泉竜院	嘉永7年3月	1854
13	前山寺	安曇郡大久保邑	金松寺	安政4年12月	1857
14	徂月庵	小県郡上田	興禪寺	安政4年6月	1857
15	無量庵	小県郡岩下邑	竜洞院	安政4年6月	1857
16	長泉院	筑摩郡日出塩邑	長興寺	安政4年6月	1857
17	福聚寺	筑摩郡本洗馬邑	長興寺	安政4年7月	1857
18	全長院	更級郡新山邑	見性寺	安政4年6月	1857
19	自性院	筑摩郡神田邑	廣沢寺	安政6年4月	1859
20	浄源寺	小県郡尾野山邑	竜顔寺	文久1年5月	1861
21	黄梅院	伊那郡飯田邑	正永寺	文久1年6月	1861

(註) 雙林寺文書 信濃国31より作成

この〈表4〉は、先程申し上げました「雙林寺文書」の中にある史料から作表しました。〈表4〉は、上野国に隣接している信濃国における寺院の実態を示した史料を表象したのになります。信濃国の寺院に関して、元来は平僧地、つまり非寺請寺院であったものが昇格し、法地の寺院へと変わっていった例がどれくらいあるのかということを確認できる史料を「雙林寺文書」のなかで発見しました。それを表象したものがこの〈表4〉になります。

史料上の制約もあるかと思いますが、江戸時代の信濃国において、少なくともこの史料では二十一件のこうした事例を確認することができます。つまり、そもそもは平僧地だったものが、寺請を許される住持によって経営される法地寺院へと昇格した例です。

例えば一番目の福壽院に関しては、本寺が頼岳寺であって、安永九（一七八〇）年までは平僧地だったものが、この年に法地へと昇格しています。この表が示している二十一例からもわかるように、寺院の寺格というのは、江戸時代という時間軸のなかで、常に固定的であるとい

うわけではありません。これまでに私が確認した範囲で申し上げますと、法地から平僧地へと変更された事例はありません。一方で、平僧地から法地へ昇格する例というのはそれぞれの地域で確認されます。つまり、この寺格というのは、江戸時代を通じて常に可変的であり、地域の状況に応じて変更される可能性をはらんでいたということをここで指摘しておきます。

おわりに

これまでに私が申しあげましたことを踏まえて、最後にまとめに入ります。

總持寺祖院に残されている「宝永の本末帳」は、寺檀制度が定着しつつあった時期の寺院の展開を反映しているものと想像されます。一方で、江戸時代中期以降も後期にかけて断続的に寺院の建立は進められていったことも推測されます。史料を提出することはしませんが、江戸幕府は新寺の建立を禁止する法令を幾度か出しています。幾度かこうした禁令を発布しているということは、新寺の建立、新しい寺院の建立が断続的に続いていたという裏返しの際左になるものと推測されます。

以上の点に鑑みると、江戸時代を通じて寺院の有り様というのは、新寺の建立や寺格の変更などによって、流動性をもったものであると考えることができます。江戸時代を通じて本末帳が幾度も作成される一因は、例えば寺院が無住化していることを確認する、あるいはそれぞれの寺院が平僧地から法地へと寺格の変更をしているといった背景が考えられるということになります。

最後にこの「宝永の本末帳」の限界と活用という点に関しましては、①各寺院がどのような状態にあるのか、という詳細な実態への視点の欠如②それぞれの地域の史料と組み合わせることにより、より詳細で立体的な歴史像を描くことができる可能性をもっている、点を挙げるすることができます。

先ほどの圭室先生の御報告では、文化の大火の際に總持寺からそれぞれの国に使僧を派遣して、勸化を行っていたという事例を紹介されていました。例えば、そうした勸化を行うにあたって、どの地域にどのような寺院があって、その寺院は無住なのか、現住なのか、あるいは寺格はどうなっているのか、前回いくらまで金額を集めることができたのか、ということ把握する必要があるものと考えられます。そうした要因も含めてこうした本末帳が江戸時代において複数回作成されたのではないかと想像されます。

以上、雑駁になりましたが、私の報告を以上で終えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【主要参考文献】

- ・ 柚田善雄 『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣出版 二〇〇三年)
- ・ 田中洋平 『近世地方寺院経営史の研究』(吉川弘文館 二〇一九年)
- ・ 圭室文雄 『江戸幕府の宗教統制』(評論社 一九七一年)
- ・ 同 『日本仏教史 近世』(吉川弘文館 一九八七年)
- ・ 同 『總持寺祖院文書を読み解く』(曹洞宗宗務庁 二〇〇八年)
- ・ 圭室文雄編 『曹洞宗宝永年間僧録寺院帳』(總持寺 二〇一五年)
- ・ 横関了胤 『江戸時代洞門政要』(東洋書院 一九三八年)
- ・ 日本近代仏教史研究会編 『曹洞宗大本山能登總持寺祖院古文書目録』(有峰書店新社 二〇〇五年)
- ・ 雙林寺文書研究会編 『雙林寺文書目録』 1・2 (淑徳大学人文学部研究論集) 第4号/第5号 所収 二〇一九年/

二〇二〇年)

・大本山總持寺祖院古文書研究会編『令和3年3月調査報告書 曹洞宗大本山總持寺祖院古文書目録』（輪島市教育委員会 二〇二二年）

（たなか ようへい・淑徳大学人文学部歴史学科）